

世界史B 9ギリシャ(3) アテネの民主制

1,ペリクレス時代 (B.C.443年-429年=ペリクレスが海軍長官だった時代)

・アテネ民主制の全盛期 ()1力を背景に。「水兵」と民衆の政治力。

アテネの民主制 (B.C.5~4世紀)

┌立法、行政、司法 ⇒すべての有権者=18才以上の ()2市民が担う。

└民会 ----全有権者の参加。 ⇒()3民主制

└評議会と陪審廷---- ()4による選出。

└公職者 ----アルコン、バシレウス、ポレマルコス等、任期1年。 ()5による選出。

└()6に関する公職のみ ⇒ ()7により選出。

→ ()8を排除、 ()9の労働に依存。

┌女性--- ()10権もない。男子なき場合、女性は夫系の最も近い男子と結婚。

└奴隷---「もの言う ()11」 ----アリストテレスの言葉。

2,アリストテレス「アテナイ人の国制」から

・自由民 ---およそ 9 万人(女性、子どもを含む)

・在留外国人・解放奴隷---およそ 4万5千人

・奴隷 --- ()12人 計 およそ 50万人

⇒奴隷数は8~10万人ほどだったという説もある。

・参政権---両親とも市民(自由民)である者から生まれた18才以上の男性===2~3万人

・民会 ┌全()13で構成。出席者に1日1ドラクメ(4.4gの銀)の日当。

└各月に4度、1年に[]14 回開く。1回に神事3件、俗事3件を審議する。

└最高()15機関。王、将軍など、各級の公職を選出。

└諸公職の監査、国土防備、穀物供給、弾劾、()16などをあつかう。

・評議会 ┌各部族(10部族)から50人、計500人を()17によって選出。任期1年。1人は1度だけ。

└民会の予備的審議機関。国事を監督。

└休日を除き毎日開く。出席者に1日2オボロスの日当。(1オボロス=6分の1ドラクメ)

└役人の審判、アルコンの資格審査、海軍備の監督、船の建造、軍馬の審査などを行う。

└()18を審査し、一日2オボロスを支給。

・陪審廷 ┌陪審者6000人を30歳以上の有権者の希望者から()19で選出。一日3オボロスを払う。

└()20で担当する裁判に振り分けられ裁判を行う。

・アルコン

┌1名。バシレウス(1名)、ポレマルコス(1名)、テスモテタイ(7名)とともに計10名が各部族(10部族)から1名ずつ

くじで選出される。任期は1年。第一の任務は「市民の()21の存続」

└「だれでも自分の就任する前に所有していた財産を自分の任期の終わるまで所有し支配すべし」と伝令により

告示する。

└合唱隊奉仕者3名を選ぶ。祭りを監督する。両親虐待、()22の虐待、相続に関する申し立てなどを

()23し、陪審廷に送る。

・バシレウス

┌父祖伝来の秘儀、()24競争などを監督する。

└流神(とくしん)、神官に対する訴訟、()25についての訴訟を予審し陪審廷に送る。

・ポレマルコス

┌狩猟の神(アルテミス)と武勇の神(エニューアリオス)に犠牲をささげる。

└()26のための葬送を監督する。在留外人に関する訴訟を扱い陪審廷に送る。

・テスモテタイ

7名。陪審(裁判)に関する執務を行う。

・軍事に関する公職

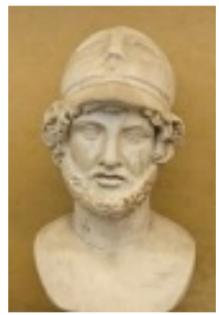
軍事財務官、祭祀財務官、水源監督官、将軍、歩兵指揮官、騎兵長官など。

これらは民会で()27により選出し全市民の中から選ばれる。再任を妨げない。

・その他の公職

アテナ女神の財務官、契約官、収入役、会計検査委員(ロギスタイ)、地域監督官、市場監督官、度量衡監督官、穀物監督官、訴訟提起官、道路建設係り、犠牲委員、競技委員、仲裁係り、獄舎監督、区裁判官、外国に置く役人などがあり計1400人。すべて()28により、任期1年。再任は不可。

・このほかに弓兵1600人、騎兵1200人、船の守護兵500人、アクロポリスの守護兵50人、重葬歩兵2500人、水兵4000人、同盟国からの年賦金の運搬にあたる船員2000人がいて、アテネの公職者は全てで20000人に達する。ほぼ()29数と同数。



ペリクレス



プニクス(民会を開催した丘)



陶片

テμισトクレス(ネオクレスの子)



アテナ(女神)

- ・36万5千 ・男性 ・女性 ・奴隷 ・くじ ・選挙 ・議決 ・海軍 ・軍事 ・道具 ・相続 ・殺人
- ・予審 ・直接 ・家財 ・松明 ・有権者 ・子ども ・戦死者 ・陶片追放 ・働けぬ者